

報道発表資料

平成29年8月3日

独立行政法人国民生活センター

健康食品の摂取により薬物性肝障害を発症することがあります
－「医師からの事故情報受付窓口」から－

消費者が商品・役務の利用等により事故に遭い医療機関を受診した情報を直接医師から得ることで、事故情報を早期に把握し、再発・拡大防止に役立てるため、2014年8月より「医師からの事故情報受付窓口」（愛称：「ドクターメール箱」。以下、「ドクターメール箱」とします。）^(注1)を国民生活センターホームページ上に開設しています。

ドクターメール箱には、2017年7月20日までに179件の情報が寄せられており、そのうち9件は健康食品^(注2)の摂取による「薬物性肝障害」と診断された情報でした^(注3)。

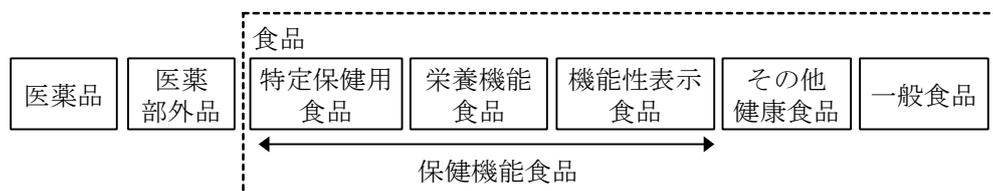
薬の副作用の一つに、薬の服用により肝臓の機能が障害される薬物性肝障害があり、健康食品等でも発症することがあります。発症頻度はまれですが、重症化する場合があります。

そこで、ドクターメール箱に寄せられた健康食品による薬物性肝障害の情報を取りまとめ、消費者に注意喚起することとしました。

なお、公益社団法人日本医師会の「健康食品安全情報システム」事業^(注4)には、健康食品による薬物性肝障害の情報が2006年11月から2017年6月までの10年8カ月の間に27件寄せられています（詳細は「4. 参考資料」(2) 参照）。

(注1) 「医師からの事故情報受付窓口」(http://www.kokusen.go.jp/jiko_uketuke/index.html)

(注2) 本報告書において、健康食品は、保健機能食品とその他健康食品を指します（下図）。



※消費者庁パンフレット「消費者の皆様へ 機能性が表示されている食品を購入する際は、キャッチコピーだけではなく、パッケージの表示をしっかりと確認しましょう！」を参考に作成。
(http://www.caa.go.jp/foods/pdf/foods_161004_0005.pdf)

(注3) 件数は本件のために特別に事例を精査したもの。

(注4) 患者からの相談や日常の診療から知り得た健康食品による健康被害に関する情報を医師から収集し、診療の現場に還元して役立てるために公益社団法人日本医師会が実施している事業。

1. 情報の概況

患者は全て40歳代以上で、50歳代が半数以上（5件）を占めており、女性が7件、男性が2件でした。全ての事例が経過観察も含めて1カ月以上医療機関を受診しており、3件は入院治療を受けていました。また、3件は健康食品と医薬品・医薬部外品を併用していたという情報でした。

2. 主な情報

【情報1】通販で購入した特定保健用食品の粉末青汁を1回飲用し、薬物性肝障害の重症

通販で購入した特定保健用食品の粉末青汁を脂質異常症の改善を目的に1回飲用したところ、腹部に不快感あり。13日後に寒気、15日後に頭痛。同日、検診にて肝細胞の異変を示すAST^(注5)：858 U/L、ALT^(注5)：1090 U/Lと値が高く肝障害を認めた。そのため、当院を受診し、そのまま34日間入院となった。なお、今までに肝障害の指摘を受けたことはなかった。

(受診年月：2017年1月、50歳代・女性)

【情報2】知人に勧められたサプリメントの摂取を続けたところ、薬物性肝障害の重症

倦怠感^{けんたいかん}、褐色尿、皮膚の黄染を訴えて当院を受診した。血液検査で、黄疸^{おうだん}を示すビリルビン^(注6)や、肝臓や胆道の病気の变化を示す肝胆道系酵素の値の上昇が認められたため、急性肝障害と診断した。なお、他の検査結果から、ウイルス感染症や自己免疫疾患などによる肝障害の可能性は低いと考えられた。患者は、2～3カ月前頃から、知人に勧められた3種のサプリメントを使用しており、摂取を中止したところ、ビリルビンや肝胆道系酵素の値は減少した。サプリメント3種に対して血液検査（リンパ球刺激試験^(注7)）を施行したところ、3種全てで陽性となり、薬物性肝障害と診断し、1カ月強の入院となった。

(受診年月：2015年5月、70歳代・女性)

【情報3】健康食品の摂取により薬物性肝障害を発症

飲酒後二日酔いがあり、翌日に尿が濃いことを自覚して近くのクリニックを受診した。同クリニックの血液検査でAST：3836 U/L、ALT：2869 U/Lと上昇が認められた。それまでに検診で肝機能異常を指摘されたことはなかった。当科の検査により、アルコールの影響でよくみられる肝炎ではなく、摂取していた健康食品（摂取期間不明）が原因の薬物性肝障害と考えられた。健康食品の摂取を中止し、安静臥床^{がしやう}で経過をみたところ、再発悪化は認められなかった。その後、外来に移行し、1カ月以上経過観察を行った。

(受診年月：2014年10月、40歳代・女性)

【情報4】10年前から摂取している健康食品と総合感冒薬により薬物性肝障害を発症

10年前から健康維持のため数種の健康食品を摂取していた。今月、総合感冒薬を1日分摂取し、その約2週間後に腹部の不快感があったため、近くの病院を受診した。その病院でAST、ALTともに400 U/L台と上昇がみられ、精査加療目的のため当院の紹介となった。血液検査したところ、使用していた健康食品の1種と総合感冒薬が原因と考えられた。その後、使用の中止の

みで改善したが、治療期間は、経過観察を含め1カ月以上となった。なお、同じ感冒薬は以前も服用したことがあるが、問題はなかった。

(受診年月：2012年2月、50歳代・女性)

- (注5) AST (GOT とも言う) と ALT (GPT とも言う) はともに肝臓に多く含まれるアミノ酸を作る酵素で、肝細胞が破壊されると血液中に漏れ、数値が高くなる。肝炎や脂肪肝、肝臓がんなど、主に肝臓病を発見する手がかりとなる。基準範囲は、AST：10～35 U/L、ALT：5～30 U/L。(参考：公益社団法人日本医師会ホームページ「健康の森」)
- (注6) ビリルビンはヘモグロビンから作られる色素で、胆汁の成分。黄疸になると体が黄色くなるのはビリルビン色素が増加するため。(参考：公益社団法人日本医師会ホームページ「健康の森」)
- (注7) 薬物によるリンパ球刺激テスト。アレルギー性発症機序の場合に陽性となることがある。(参考：「重篤副作用疾患別対応マニュアル 薬物性肝障害」(平成20年4月、厚生労働省))

3. 消費者へのアドバイス

健康食品の摂取により、まれに薬物性肝障害を発症することがあります。「倦怠感」「食欲不振」「発熱」「黄疸」「発疹」「吐き気・おう吐」「かゆみ」などの症状がみられ、症状が持続する場合は、摂取をやめてすみやかに医療機関を受診しましょう

健康食品の摂取による薬物性肝障害の多くは自身の体質によるもので、年齢・性別を問わず誰でも発症する可能性があります。

発症頻度はまれですが、重症化してしまうこともありますので、「倦怠感」「食欲不振」「発熱」「黄疸」「発疹」「吐き気・おう吐」「かゆみ」等の症状がみられ、症状が持続する場合は、摂取をやめてすみやかに医療機関を受診してください。受診する際は、商品やパッケージを持参するなどして、商品に関する情報(商品名、メーカー名、原材料等)を正確に伝えるようにしましょう。また、一緒に服用している医薬品等がある場合は、その情報も併せて伝えましょう。

○情報提供先

消費者庁消費者安全課	(法人番号5000012010024)
消費者庁食品表示企画課	(法人番号5000012010024)
内閣府消費者委員会事務局	(法人番号2000012010019)
内閣府食品安全委員会事務局	(法人番号2000012010019)
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課	(法人番号6000012070001)
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課	(法人番号6000012070001)
厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課新開発食品保健対策室	(法人番号6000012070001)
公益社団法人日本医師会	(法人番号5010005004635)
公益社団法人日本薬剤師会	(法人番号3011105005376)
一般社団法人日本肝臓学会	(法人番号7010005003692)
公益社団法人日本通信販売協会	(法人番号9010005018680)
日本チェーンドラッグストア協会	(法人番号なし)
公益財団法人日本健康・栄養食品協会	(法人番号6011105004953)

●ドクターメール箱について

ドクターメール箱に寄せられた情報は、消費者への注意喚起や事業者への製品改善の働きかけなど、事故の再発・拡大防止に向けた検討・取組に活用します。

食品等の摂取や、製品・施設・役務の利用により、生命・身体に被害を受けたという患者さんが受診された場合は、積極的な情報提供をお願いいたします。

国民生活センターホームページのトップページ下部にあるバナー「医師からの事故情報受付窓口」をクリックし、フォームに入力して情報を送信してください。



国民生活センターホームページ : <http://www.kokusen.go.jp>

入力フォーム : http://www.kokusen.go.jp/jiko_uketuke/index.html

4. 参考資料

(1) 医師からのアドバイス

帝京大学医学部長、内科学講座主任教授
日本内科学会理事
日本肝臓学会副理事長
滝川一 先生

医薬品や健康食品の使用が原因で、肝臓の機能が障害される薬物性肝障害を発症することがあります。多くは自身の体質に依存して起こる特異体質によるもので、年齢、性別を問わず誰でも発症する可能性があります。また、使用期間に関しても長期間（1年程度）の使用で発症するケースもみられます。

薬物性肝障害の発症は非常にまれであり、多くの場合は使用を中止すると軽快します。しかし、劇症化してしまい死に至った症例もあります。

一般用医薬品や健康食品は、ドラッグストアやインターネットで容易に購入・使用することができるのですが、使用する場合は、薬物性肝障害のような副作用が起こることがあるということを認識しておく必要があります。

特異体質による薬物性肝障害の発症を予測することは困難ですが、アレルギーのある人、肝臓に疾患がある人、長年に渡る飲酒の習慣がある人などは、健康な人よりも薬物性肝障害を起こしやすいとも言われています。海外では、お茶などから抽出したカテキンを多く含む健康食品で薬物性肝障害を発症したとの報告が多くあり、食経験の有無も関係していると考えられています。また、一度、薬物性肝障害になったことのある人が、その原因となった医薬品や健康食品を再度使用すると、より重篤な肝障害を発症する可能性があります。

医薬品や健康食品を使用していて、以下のような症状が1つあるいは複数みられ、症状が持続する場合は、直ちに使用を中止し、医療機関を受診してください。受診の際は、医師に医薬品や健康食品を使用していることを伝え、商品やそのパッケージを持参するなどして商品に関する情報（商品名、メーカー名等）も正確に伝えてください。

<初期症状の例>

- ・「倦怠感」
- ・「食欲不振」
- ・「発熱」
- ・「黄疸」
- ・「発疹」
- ・「吐き気・おう吐」
- ・「かゆみ」

※参考：「重篤副作用疾患別対応マニュアル 薬物性肝障害（平成20年4月）」（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/11/dl/tp1122-1i01.pdf>

【2017年6月】

(2) 公益社団法人日本医師会「健康食品安全情報システム」事業に寄せられた情報

同システムには、健康食品による肝障害の情報が2006年11月から2017年6月までの10年8カ月で27件、漢方等の一般用医薬品による肝障害の情報が2件寄せられています。

主な症例は以下のとおりです。

【症例1】

ボルトジンユの「健康ハーブ茶」を園芸店で購入し、煎じる等して服用し始めた。2カ月後、黄疸を自覚し、かかりつけ医に相談し検査を行ったところ、高度肝機能障害が判明した（AST：653 U/L、ALT：612 U/L等）。ボルトジンユの「健康ハーブ茶」の服用を中止し、10日間の入院加療ののち、通院にて経過観察を行い、回復に至った。

日本医師会内委員会にて、提供いただいた各種情報をもとに、ボルトジンユによる肝障害と判定した。なお、調査の途上で、インターネットの販売ページに糖尿病治療を強くほのめかす記載があったことから、厚生労働省に医薬品医療機器等法上の対応を要請した。

(情報受付年月：2017年4月、70歳代・女性)

【症例2】

健康食品9種類とビタミン剤1種類を服用していた。大量腹水、軽度の黄疸の症状があり、急性肝不全（非昏睡型）、急性肝不全等となり、未回復である。日本医師会内委員会では、利用している健康食品の数が多すぎるため、判定を実施できなかった。

(情報受付年月：2014年1月、70歳代・女性)

【症例3】

ウコン末（春・秋）とクルクミンの健康食品を摂取していた。胃部の不快感と黄疸（総ビリルビン24.72 mg/dL等）、劇症肝炎（PT34.2%、AST：1906 U/L、ALT：2518 U/L）となったため、肝移植の可能性もあり大学病院へ転院させた。

(情報受付年月：2011年6月、50歳代・男性)

日本医師会では、健康食品による肝障害等の情報提供について、2017年7月10日に会員宛の周知を行っています。

また、ウコンによる肝障害の報告が多く寄せられたことから、ウコン等を含む健康食品の摂りすぎに注意を促すポスターを作成して全会員医師に配布し、待合室での掲示等による啓発を目指すといった活動を行っています。

- 「健康食品」やサプリメントを摂りすぎていませんか？「ウコンについて」

(公益社団法人日本医師会)

<http://dl.med.or.jp/dl-med/knkshoku/poster2.pdf>